

自由民権運動における県議路線（Ⅱ）

内 藤 正 中

はじめに

1. 公撰県会開設要求と県会の開設
2. 県会から国会へ—— 県議路線の挫折
3. 両備作三国親睦会の国会開設請願
4. 要請活動の継続的展開(以下本号)
5. 愛国社と岡山の自由民権運動
6. 美作自由党と山陽自由党
7. 県議と岡山立憲改進黨
8. 山陽立憲政党

4. 要請活動の継続的展開

明治12年(1879)12月29日の日付のある『岡山県両備作三国有志人民国会開設建言書』は元老院に提出された。建言書における主張についてみておこう。

五ヶ条の誓文、8年の立憲政体の詔書で、すでに「聖旨」のあるところは明らかである。それにもかかわらず、今日に至るまで国会が開設されないでいるのは、「政府ノ罪ニアラズシテ我々人民ガ無智惰慢」であるためである。西洋の歴史についてみても、民権の伸張というものは、「君相之ヲ与フルニ非ズ、人民自ラ進ンデ之ヲ取りシナリ、人民ハ是ヲ獲ルニ熱中シテ休マザルモ、官府ハ常ニ之ヲ与フルニ吝ナリ」である。当然に人民の側から主張し、要求して国会を開設しなければならない。

「岡山県人民ノ如キ、柔順卑陋一モ時勢ヲ看破スルノ見識ナク、毎ニ人後ニ落チ、曩ニ維新ノ美挙アリシトキト雖トモ驥尾ニ附シ、人ニ依テ僅ニ事ヲ為セシノミナ

り」という反省から、「今や漸ク時勢ヲ悟リ、公同ノ精神大ニ勃興シ、国会ヲ熱望スル者所在皆是ナリ」の情勢を背景にして、「今日ノ急務ハ速ニ国会ヲ開キ、上下疎隔ノ源ヲ塞ギ、人民ニ自治ノ精神ヲ煥発セシムルニ非ズシテ何ゾ」と国会開設を建言する。

いま政府は、条約改正の期にあたって困難に直面している。「今や憤発興起シテ国事ニ参贊シ、政府ノ憂患ヲ分テ之ニ当ラント欲スレトモ、我々人民ハ未ダ天賦ノ参政権ヲ得ザルヲ如何セン」、「国会ヲ開キ全国ノ智力ト精神トヲ活用シテ、以テ進歩ヲ図リ治安ヲ保チ、国権ヲ伸張セザル可ラズ、国会ニシテ一タビ開設セラルレバ、邦土ヲ愛重スルノ公同ノ精神勃然トシテ興リ、其民愈々増殖セバ国威ヲ増殖スル愈多ク」である。

「嗚呼我々が信任スル明治ノ政府日、国会ハ実ニ民命ノ繫ル所ニシテ、又隆替ノ由ル所ナリ、政府ハ之ヲ開ケヨ、是ヲ開テ我々人民ニ参政ノ権利ヲ与ヘヨ、参政ノ権利ヲ与ヘテ我々人民ニ開明ノ政治ヲ翼賛セシメヨ」。まず国会を開設して民権を伸張することが、さしあたっての課題であることを明らかにした上で、対外的な国権拡張にあたるとする。すなわち、「開明ノ政治ヲ翼賛セシメテ外トノ汚辱ヲ雪ギ、独立ノ体面ヲ完フシテ皇基ヲ鞏固ニシ、之ヲ不朽ニ伝ルノ偉勲ヲ奏セシメヨ」である。

なお、政府に要請して容れられない場合は、天皇にも訴願することを建言書の末尾に記している。

両備作三国有志人民は、建言書と同時に、『同胞兄弟に告ぐ』と題するアピールを発表した。「嗚呼我同胞三千五百余万の兄弟よ」で始まる名文で、全国に大きな影響を与えたものであるが、ここでも国権拡張を実現するためにも、まず民権伸張の国会を開設すべきことを強調している。すなわち、

「今や外人は鷓鴣の欲を逞うし、我々民人を見る事雀鴉の如く、児童の如く、卑屈なる奴隸の如く、条約改正の期既に迫ると雖も未だ彼が許諾を得る能はず、独立の体面は果して何の処にあるか。夫れ国家は活機なり、一人一個の左右すべきものに非らず、各自人民をして、国事を自任するの気象を振起せしめ、国家と共に終始するの精神を揮揮

せしめざれば、決して之を運転す可からざるなり。然らば今日に際して国会を開設し、以て衆智を集め、衆力を合するは止む可からざるの勢也。

国会已に開くれば則ち民権始めて伸暢す、民権已に伸暢すれば何ぞ国権の拡張せざるを憂へん。何ぞ外人の陸梁を患へんや、嗚呼国会開設の期は既に已に来る矣、今日に措て得た何の日に於てせん。時失ふべからず、機晩るべからず、苟も此時機を失して独立の体面を欠くときは、智者も智を施すに所なく、勇者も勇を用ゆるに地なく、生命財産他人の手に制せられ、復た奈何とも為す可からざるに至る、是れ我輩が国会の開設を熱心渴望して止む能はざる所以なり」

岡山より僅かにおくれて、福岡の筑前共愛公衆会の国会開設請願書が提出された。岡山から上京委員で東京にきていた忍峽稜威兄は、地方官会議傍聴のため上京してきた全国の府県会議員に働きかけ、13年2月22日に、両国中村楼に104名を集めて会合した。忍峽は、県議連合による国会開設建白書提出のことを主張して、会議で指導的な役割を果たしている。

〔注〕会議では、座長に東京府会の沼間守一を推し、茨城の中山三郎から国会開設を政府に要請するように提案された。中山は、今回の地方官会議に提出の議案は法律案だけであり、期待はずれである。この機にあたって諸君と一緒に国会開設を熱望する気持を政府に訴えて、地方人民に対する責任の万分の一を尽したいと述べた。これに対して岡山の忍峽は、賛意を表するとともに、この会を一場の親睦会で終らせず、永く結合して各府県会が気脈を通じ、大いに国会将来のために奮闘したいと述べたという。

新潟の鈴木昌司、栃木の田中正造ら、その後民権運動で指導的役割を果たすものも出席して積極的な賛成論を述べている。宮城の秋山俊、神奈川の神藤利八も同意し、千葉の江口平兵衛、山口の本間源三郎からは反対説が開陳された。愛媛の綾野宗蔵は、国会開設のために団結すべきとするものは再会を期すべし、忍峽は、明後24日に再会することにして賛成を求める提案した。

24日に再会を約束したものは、24県54名であった。22日の104名に比べると半分になった。さらに実際に出席したものは37名であった。ここでは、集ったものだけでも連署建白するか、それでは効果が薄く全国一致して政府に迫る方がよい、とする両説に分れた。忍峽はもっとも熱心で、「先づ集った三十余名結合連署して政府に訴へ、さらに各々帰県後猶相提携協力せんことを約束したいと提議した」という。茨城の中山、新潟の鈴木、愛媛の綾野、茨城の広瀬誠一郎、秋田の成田直衛、山形の松浦吉三郎、大阪の高木某、栃木の田中らがこれに同意し、座長に忍峽がついて採決し、24名の多数で「今日連署して政府に国会開設の建言をなし、帰県後は永く提携聯絡して国

利を計る」ことに決定した。

2月27日、三度目の会合を中村楼で開き、建言書をまとめて愛媛の綾野と茨城の中山が代表になって元老院に提出した。署名をしたのは、愛媛(1)、茨城(3)、岡山(1)、栃木(3)、千葉(2)、新潟(4)、山形(1)、秋田(2)、福島(1)、大阪(1)の1府9県の県議たちであった。建言書では、「国権張ラズ国勢振ハズ、官民相疎隔シテ国家特ニ危カラントス、此時ニ方リテ政府英断国是ヲ公儀ニ定メ政略ヲ輿論ニ決スルニ非ズンバ、天下ノ事嗚呼復タ奈何トモ為スコカラザルナリ」として、「我政府ノ今日速ニ国会ヲ開設シテ我々ニ人民議政ノ權ヲ与ヘラレ、我々ヲシテ大ニ不覇独立ノ精神ヲ擢揮セシメテ、相共ニ国家ノ将ニ危カラントスルヲ匡済セラルルニアランコトヲ」と、国会開設ノ意義と役割を述べている（鈴木安蔵『自由民権』P 141 - 146、明治史料研究連絡会『明治13年全国国会開設元老院建白書集成』P 8）。

なお忍峽は、つづいて3月2日には自分の旅宿に関係者を招いて会議を開き、規則を設け、8月にまた会議を開くことを決定した。そして3日には、結約書を作成し、日常的に和親通信を行うための綜理委員に忍峽が選ばれた（『朝野新聞』明治13年3月9日）。

13年2月、山陽新報主筆の小松原英太郎は退社して上京する。2月27日号の論説「兩備作三国有志者ノ光荣」は、小松原の筆になるものと思われるが、「天下ニ先立ツテ檄文ヲ全国ニ配布シ、総代ヲシテ天下ニ先立ツテ東上セシムル所アリ、是レ吾人ガ県下ノ有志者ヲ以テ国会開設願望ノ嚆矢トナス所以ナリ」と、自らが加わってきた国会開設請願を自画自賛している。

しかしながら、願望書は受理されたというものの、願意が聴許されて国会が開設されるという成果はみえていない。上京委員の出発に先立って12年12月16日の『山陽新報』は、石黒涵一郎の「国会開設ヲ請願スルノ方法ヲ論ズ」の論説をかかげ、これに編集部の註として、「此回ノ願望ヲ達スルノ方法ハ決シテ一ニシテ止ルノ意ニアラズ、或ハ之ヲ元老院ニ建言シ、或ハ之ヲ天皇陛下ニ歎願シ、或ハ議院憲法ニ依テ県令高崎君ニモ民情ノ帰嚮スル所ヲ具状シ、明春ノ地方官會議ニ於テハ必ラズ国会開設ノ発言者タランコトヲ懇請スベク、要スルニ所有方法ヲ尽シ誓ツテ国会開設ノ願望ヲ達セントスルニ在ルナリ」と記していた。あらゆる手段方法を使って、国会開設を実現してゆこうという決意を、山陽新報編集部は披歴していたのであった。

前述した東京における忍峽稜威兄の県議聯合による建言書提出もその一つと考えられる。しかし、地元の高崎県令をどのように説得したかについては資料がない。12年12月には元老院に提出しようとした。しかし天皇に歎願することは未だ行われていないのである。当然に、第2、第3の請願運動が推進されなければならなかった。

第2回の国会開設請願の呼びかけは、岡山実行社総代津下正五郎、津崎平三郎両名のアピールが『山陽新報』13年7月16日の論説に発表されたことにはじまる。つづいて9月9日には、上道郡自衛社員神谷晋一が寄書欄で「不日其局を結び委員を選任し上京せしめ、我が聖明文武なる天皇陛下へ上願の路を求め哀訴懇願する処あらんとす」と決意を訴えた。『山陽新報』論説は、9月16日に「上道郡国会開設ノ請願ノ挙ヲ聞テ感ヲ書ス」を発表してこれにこたえた。

そして10月7日、『兩備作三国国会開設願望同盟兄弟相告クルノ言』が発表され、10月20日に上道郡門田村大福寺に岡山県下三国各郡区総代人が集會し、第2回目の国会開設請願を実行することを決定した。上京の人民総代に小林樟雄、加藤平四郎、林醇平を選出したが、林は事故ありとして辞退して、小林、加藤の両名を決定した。西毅一起草の陛下に上願する書（『岡山県下三州臣民国会開設哀求表』）と、太政大臣に執奏を乞うの書も朗読して承認された。そして25日に岡山を出発したが、上京にあたっては、岡山実行社の小林、美作同盟会の加藤のほか、岡山三番町の中村護、上道郡西大寺村自衛社の満藤恒の両名が同道している（『山陽新報』明治13年10月27日）。

『山陽新報』の論説は、10月29日に「第二国会願望」と題して、「人民ノ奮発」を祝福し、「万一第二ノ請願ヲ以テ其志ヲ達スル能ハザレバ、第三ノ挙ヲ謀リ、請願止マザルトキハ政府モ必ズ其志ヲ察シ、又之ヲ拒絶スル能ハザルヲ知ルナリ」と激励した。10月7日付の『同盟兄弟相告クルノ言』には、「竜頭蛇尾ノ臭名ヲ遺サン」ことを憂慮して、10月31日に東京で予定されていた全国有志者の集會に参加するように訴えていた。

〔注〕ここでいう全国有志者の集會は、在京の茨城、長野、山梨、新潟の4県の請願懇

代人から呼びかけられたもので、11月10日に愛国社支社で開催された大日本国会期成有志公会とは異なっている。10月7日付で発表された『両備作三国会開設願望同盟兄弟相告クルノ言』には、第二国会開設請願の趣旨を次のように述べている。

「……抑国会ノ開設ハ天地公道真理ノ存スル処ニシテ、肯テカ之ヲ曖昧模稜ニ掩蔽拒絶シ去ルヲ得ンヤ、故ニ異論者ノ口実トスル処ト雖モ、僅ニ貧困士族ノ煽動ナリ、民智未ダ進マザルナリ、小数人民ノ請願ナリトノ些々タル目前ノ小理ヲ以テ、之ヲ拒絶スルニ過キサルノミ、兄弟自カラ反省セヨ、即今国会ヲ渴望スルモノ、豈悉ク士族ノ煽動ニ出ツルトスルカ、開設ヲ熱心スルモノ豈悉ク政務ヲ負擔スルニ堪ヘサルモノトスルカ、決シテ然ラサル可シ、唯其一区一州一地方少数人民ノ請願ナリトスルモノ、其レ或ハ然ルアラン、吾等三国有志同盟数万アリ少ナカラストセス、然レトモ各地甲乙前後ニ進退シ、東西齟齬ニ離錯シ、公思一致セサルヲ以テ此言ヲ来セシナラン、今ヤ在京茨城、長野、山梨、新潟四県ノ請願惣代人、本年十月卅一日ヲ期シ、全国有志者ト綜合シ其請願書ヲ上京呈セントスルノ挙アリ、時勢ト人情トヲ以テ之ヲ察スルニ、満天下ノ志士十月十一月ヲ以テ期セスシテ東京ニ会同シ其願望ヲ暢達スルノ勢アリ、況ヤ今之二期ヲ以テスルニ於テヤ……今ヤ逡巡小嫌疑ヲ避ケ、東京ニ会同シテ天下ノ志士ト事ヲ共ニシ、願意ヲ貫徹セスンバ則チ前勇後怯龍頭蛇尾ノ臭名ヲ遺サンノミ、兄等榮名ト汚辱ヲ天下後世ニ垂ルル此一挙ニアリ」

5. 愛国社と岡山の自由民権運動

高知の立志社を中心とする国会開設運動の流れは、明治10年6月の立志社建白書提出にはじまり、11年9月の愛国社再興大会、12年3月第2回愛国社大会、そして国会開設請願運動を決定した12年11月の第3回大会、請願書提出の13年3月の第4回大会＝国会期成同盟会、そして13年11月の大日本国会期成有志公会となる。

岡山の民権運動家の場合、明治8～9年に活発な評論活動を展開し、「過激派民権論」とされた『草莽雑誌』の竹内正志と坪田繁、『評論新聞』の小松原英太郎・山脇巍・関新吾らの帰郷活動の影響が大きかった。その代表例は、すでにみてきた小松原の場合である。かれらはいずれも、岡山藩の下級士族の出身で、藩校一普通学校で西毅一に学び、上京して慶応義塾で福沢諭吉の門に入ったという経歴をもっている。

竹内正志 安政元年(1854)岡山藩士の家に生れ、漢籍を片山重範に、兵学館でフランス語を学ぶ。明治4年18才のとき大阪開成学校に、6年上京して慶応義塾で英学を学ぶ。同8年小松原、坪田繁、栗原亮一らと『草莽雜誌』を創刊、9年板垣退助に招かれて栗原とともに『土陽雜誌』を創刊、また愛国社再興に尽力する。12年栗原、藤田軌達とともに浪華学会を興し、教授のかたわら『西洋民権家列伝』『経世新論』等の訳著書を発行。ついで岡山に帰って新庄厚信、西毅一らと『国会開設ノ建言依頼書草稿』を作成にあたり、11名の署名者の1人となる。また谷川達梅と協力して岡山に実行社を設立、政談演説を広めた。14年夏上京して横浜毎日新聞社に入るが、社長の沼間と意見が対立して退社し、国友会に参加。『自由新聞』編集に従事するも、改進黨攻撃をめぐって退社。中江兆民らと上海に東洋学館設立を企図するが実現せず、18年帰郷して西毅一とともに閑谷学校を再興し教鞭をとる。27年の衆議院選挙で岡山第一区より自由党で当選。

坪田 繁 嘉永6年(1853)岡山藩士の家に生れ、木庭姓を唱したこともある。山田方谷の塾に学び塾頭となり、明治4年私立漢学校長を経て、慶応義塾に学び、同人社では洋学一等教授をつとめた。『草莽雜誌』を創刊して社主兼編輯人となる。11年高松に行き立志社を創立して自由民権を鼓吹。16年内務御用係、17年太政官恩給局につとめ、同局廃止後は大阪で実業界に入り、22年岡上で同志会を組織して第1回衆議院選挙で岡山第一区から当選。

小松原英太郎 嘉永5年(1852)御津郡青江村の商家に生れるが、藩の普通学校で英語を学び、上京して慶応義塾で学ぶ。『評論新聞』編集長となり、「圧制政府転覆すべきの論」を掲載した罪を問われ、9年1月新聞条例違反で禁獄2年の刑に服す。11年以降については前述の通り。

山脇 巍 安政3年(1856)岡山藩士の家に生れ、藩校に学び、7年坪田、小松原、関新吾、万代義勝、千賀鶴太郎らと上京、関とともに私塾を開き、栗原亮一を塾頭にして学んだ。小松原らと『評論新聞』に入り、新聞条例違反で禁獄2年の刑に服す。出獄後岡山に帰るが、しばらくして大阪にゆき『興民新報』、ついで『大阪日報』、『朝日新聞』に入る。15年大蔵省官房係に登用、24年日本銀行大阪支店に転ず。

関 新吾 安政1年(1854)岡山藩儒者の家に生れ、普通学校を経て上京遊学、「黄薇生」の名で新聞投書をかさね、末広鉄腸の推薦で『曙新聞』に招かれ、次いで『評論新聞』から『大阪日報』に転ず。『評論新聞』掲載の「国政転変論」が新聞条例にふれ、1年半の刑に服した。13年元老院書記官、15年『太政官報』創刊にあたり、内務官僚として活躍、30年には福井県知事、32年『大阪朝日新聞』に入社、38年『山陽新報』社長となる。

立志社との関係でいえば、『草莽雜誌』の竹内正志と坪田繁である。竹内は板垣に招かれて土佐にゆき『土陽雜誌』を創刊するとともに、愛国社再興にもかか

わっているし、坪田繁は高松で高知立志社と同名の立志社を設立して自由民権を鼓吹したとなっている。ただし高松で坪田が設立したのは、「専ら平民の結合を旨」とした純民社であり、純民社から別れて立志社ができたという記事もみえる(拙著『自由民権運動の研究』P 124)。

このほかに岡山にあっては、学校督事として普通学校で小松原や竹内を教えた西毅一が、西南戦争後に中川横太郎と一緒に高知に遊んだ経歴をもっている。したがって、11年5月19日に愛国社再興の任務をもつオルグとして植木枝盛と栗原亮一が、立志社から派遣されて岡山にきたとき、まず最初に訪問したのが西と中川ということにつながる。植木の日記には次のように記している。

18日 多度津に着。午后近江丸に乗り、岡山に到り三番に上陸し、此に投宿。

19日 岡山上の町自由社萬里某方に住宿。午后西毅一、中川横太郎を訪ふ。

20日 城、五百羅漢、偕楽園等に往き之を觀る。午后西を訪ふ、不在。中川を訪ふ、病氣を以て会せず。親類某氏に会す。夜新道光清寺力行舎の演説会に往く。

21日 朝西を訪ふ。蓮昌寺其他を一覽し、偕楽園に往く。午后五時常盤町堀端難波二郎三郎の宅に往き、西毅一、中川横太郎、青木乗太郎、石原半八郎、小野禎一郎、青地茂次郎、河野堯蔵、大橋正香、小林樟雄、友野秀太郎、其他二十名計りを会し、愛国社の事を演説す。

22日 朝板垣太郎来る。十時後楽園に往き、午后中川を訪ひ、飯事。

23日 下痢を患ふ。佐藤四郎来る。夜小野禎一郎来る。

24日 朝杉山岩三郎を訪ひ会晤。午后三時岡山を發し乗車。(『植木枝盛日記』P 94)

11年9月11日、大阪南寺町の愛国社再興大会には、石川、愛知、和歌山、岡山、鳥取、高松、松山、福岡、佐賀、久留米、豊津、熊本、そして高知の各政社代表が参加した。岡山の実行社からは小林樟雄、中川横太郎、竹内正志の3名である。小林と中川は岡山で植木に会っているし、竹内は高知で愛国社再興の計画にかかわっていた。小林は会議の席上で、「岡山ノ実況」を次のように述べている。

「岡山ハ当時外形ニ結社ノ体裁ヲ備ヘタル者アラスト雖同志ノ結合ハ既ニ確立シタルモノ有リ。今此ノ社ニ常ニ委員ヲ出シ置ク事ハ覺束ナシト雖モ、幾分カ資本ヲ出ス事ニ於テハ担当スヘキ見込ナリ。乍併帰県ノ上同志ノ者ト協議セズンバ、何分斯ク確答シ難シ」(『愛国社再興議事録』——『歴史評論』86号、P 73)

ところが12年3月10日の愛国社大会には、岡山は代表を送らずに欠席し、脱退を通告したことから、愛国社は実行社を除名することになる。このことについて『公会議事録』には、次のように記録してある。

「岡山ハ過日中川横太郎が一度上阪ノ所、同人ハ委員ニアラズ、委員ハ別ニ出會ノ筈ナレドモ、余リ延引ナルヲ以テ、右取調ノタメ帰県シテ爾後何等ノ報告モナシ、而シテ本社ヨリハ開會ノ通告ヲセシモ其返答ナシ、二十九日岡山ヨリ同所組合整頓セザルヲ以テ除社ヲ乞フノ照會アリ、因テ協議ノ上除社スルニ決定ス」（庄司吉之助『日本政社政党史』P91）

11年9月の大会には参加し加盟した岡山の実行社が、12年3月の大会では、何故に愛国社から脱退してゆかなければならなかったのであろうか。実行社の組織が弱体化したり解体したというわけではない。政府探偵は、再興大会に参加した岡山の代表について、「立志社ノ者ノ中ニハ、岡山ノ中川横太郎、杉山岩三郎、西毅一等ハ高崎県令ヨリ見込マレ郡長ノ内命ヲ受ケタリ、依テ頼ムニ足ラズ」という観察をしていた（「密偵報告書二篇」——『歴史評論』80号、P74）。この限りでいえば、岡山の代表委員は、県令から郡長任命の内命を受けたようなものであるから信頼して行動を共にするわけにゆかないと、立志社側で不信感をもっていたということになる。しかしながら杉山にしても西にしても、県参事をつとめたほどの人物であるから、いままら郡長でもあるまいと思われる。それにもかかわらず、立志社においてそうした認識をもって岡山の代表に接したとするならば、岡山実行社の愛国社からの脱退もわからないでもない。愛国社大会の前後に、『山陽新報』には次のような記事が掲載してある。

「本県士族長田時行氏は先般中川横太郎、小林樟雄等諸氏の代理にて大阪の愛国社へ行かれ、去る六日帰県されしが、同氏の嚆に來る十日より同社にて公会を開くに付、夫れまでは板垣、片岡の両氏も上阪致さるべし、又同社へは關東辺より続々入社を乞ふ者があると」（『山陽新報』明治12年3月9日）

「本県士族中川横太郎氏は、板垣、片岡両氏に深き用向もあり、且つ病氣療治のため、去る九日夕に上阪せられたり」（同上紙3月11日）

大阪にいる板垣と片岡に会うために、実行社の中川横太郎が出かけたことはたしかである。ただここで記されている「深き用向」の内容はわからないが、そういつて出かけている以上、愛国社からの実行社の脱退をめぐる問題の協議であったであろうことは、容易に想像することができるのである。こうして岡山の民権運動は、立志社——愛国社とは別に、独自の道を歩むことになる。岡山がとった道は、県会から国会へという戦略であり、県会議員聯合なり、県議主導による請願でもって目的を達成しようという県議路線であった。

岡山における国会開設運動の着手は12年8月からであった。8月には国会開設請願のために、山陽道諸県県議員聯合会の開設を呼びかけていることは、前述の通りである。これに対して愛国社が国会開設の目標を設定し、運動の組織方針を決定したのは、12年11月7日の第3回大会のことであった。それより前の11月3日には、岡山では実行社の西、中川ら士族グループと山陽新報社の小松原、万代によって『国会開設願望建言依頼書草稿』が発表されている。そして12月10、11両日の三国人民有志者大会を経て、建言提出のため12月29日の上京出発となるのである。

『山陽新報』は、県議路線による国会開設運動について、「県会議員たる其人又は純粹なる民権家より発し、諸郡に於ても往々團結して動かすべからず、已に幾回の會議を興し委員を選定して国会開設建言に係る事務を取扱はしむる等十分の秩序を立て、正々堂々として当る可らざるの勢ひを為せる者なり、誠に近来の一大快事にて且つ最とも賛嘆すべきは、此等の民権家は、決して彼の世上の不平又は貧窮民権家の比ひにあらず、悉く真成民権家より成立せるの一事に在り」と自賛している（同上紙明治12年12月10日）。したがって、「彼ノ粗暴過激ノ徒ガ漫ニ民権ヲ唱ヘテ激論暴語スルノ比ニアラズ」（同上紙明治13年2月27日）と、「不平民権家」「貧窮民権家」「粗暴過激ノ徒」と県議路線の民権運動とを明確に区別するのであった。正面きった立志社——愛国社への批判は論説では行われていないが、雑報欄では立志社員の演説を批判する記事をみることができる。

〔注〕「過日の事とかや、石関町下の宮境内なる実行社演説会に於て、何たる人か自ら土州立志社の社員なりと唱へ、傲然として演説場に出て無二無三に政府を罵詈雑言し、此頃山陽新報にも国会開設とか条約改正とか言ふ事を頻りに論じ、世人も建白するとか何とか言ふて居る様子なれども、当県の如き压制極まる屁鋒役人へ向つて、喋々と論じた処が何の功かあらんと途方途轍もない事を饒舌くりたるを、上出石町の者にして之を聞きえたるものあり、……立志社先生も真逆妄りに政府を罵詈雑言したでもあるまい、多分何かの聞き間違いであります。何故といえば一切合点の行かぬことのみなればなり、こんな奴が国会開設を望みたら天こそ臍がお茶刈(『山陽新報』明治12年12月10日)

だがしかし『自由党史』は、岡山と福岡が愛国社に先がけて国会開設請願を行ったことを、あたかも統一行動をみだす抜け駆けであるかのように、「是れ實に国会願望の先驅たるの名を取るに急なるの余り、此挙に出でたるものにして、識者の眉をひそむる所、不幸にして当時封建割拠の余習、猶ほ未だ全く除き去らず、或は郷閥的陋念に驅られ、徒らに地方感情を徇えて嘗て公心一結、天下の同志と俱に旅進旅退することを為さず、卒先の功を目前に競ひ……同盟一致の決議を輕棄し、嗤を後世に残すに至りたるは惜しむべきや」と批判していることは、(青木文庫版第1分冊P 252) 愛国社中心の独善的態度としなければならない。しかも、この批判の前提には「愛国社第三回の時、來つて議事を傍聴するのみにして、其議席に加らざりし岡山県の有志」と、あたかも岡山のものが大会を傍聴し、議決を先どりしたかのように記しているが、このときの『公会決議録』に記載されている5名の傍聴許可者氏名には、岡山県有志の名前は見るできないのである(床司吉之助『日本政社政黨発達史』P 102)。岡山の国会開設運動は、立志社——愛国社とは別に、しかもそれに先んじて、県会から国会へという戦略をもつ県議路線として推進されていたわけである。

13年3月の第4回愛国社大会は、「愛国社第四会」として開会されながら、3日目の17日には国会期成同盟が結成される。『自由党史』は「愛国社の名を革めて国会期成同盟と為す」と記しているが(P294)、これは単なる名称変更ではない。愛国社の名で国会開設請願を行おうとした立志社に対して、第3回大会で決定した通り、「廣く有志ト俱ニ願望」「国会開設ノ為メ大阪ニ会セル組合」であるこ

とを主張する九州グループが反対し、愛国社とは別に新組織をつくったわけである。同盟規約は、国会開設の准許を得た場合には国会憲法制定の全国代議員選出方法と国会憲法草案を建言すること、聞届けられない場合には11月10日より東京に集会して方向を決定することなどを決定した。

国会期成同盟の「国会ヲ開設スル許可ヲ上願スル書」は受付られず却下となる。加えて13年4月8日から施行された集会条例により、国会期成同盟は自動的に解散となるが、3月の約束に従って11月10日には、元愛国社支社に24府県から67名の代表が集会した。集会は大日本国会期成有志公会とされた。

この公会は、各県1名の委員で岡山からは加藤平四郎が代表として参加した。直前の10月31日には、前述したように茨城など4県請願惣代人が呼びかけた全国有志者の集会が開かれており、岡山からは「第二国会請願」のため小林樟雄と加藤が代表になり、中村護と満藤恒がこれに随行して10月25日に出発していた。恐らく、そのまま東京にいて公会に参加したものと思われる。

ともあれ、独自の国会開設運動を進めていた岡山は、13年11月10日からの大日本国会期成有志公会に参加することによって、全国的潮流に合流したのである。なお、小林と加藤は、14年10月の自由党結成に参加して黨員となる。

6. 美作自由党と山陽自由党

14年10月の自由党結成に参加する美作同盟会の加藤は、作州を中心にして美作自由党を結成し、実行社の小林は、西大寺で自衛社を主宰する満藤恒とともに、岡山で山陽自由党を組織する。しかし、岡山県会議員の多くは(美作は除いて)、自由党に参加しないで山陽立憲改進黨を結成し、岡山県下における自由民権運動の戦線は政党分立で対立することになる。

美作国は、廃藩置県後は北条県となり、明治9年に備中国の小田県とともに岡山県に合併された。それだけに、備前国とは異なる歴史をもち、対抗意識も強かった。11年4月、作州の地方名望家21名によって共立社が設立された。県会開設にあたっては、共立社は7人の県議を出している。国会開設運動推進の過程で、

13年になると郡を単位とする大衆組織である郷党親睦会が組織され、演説や相互扶助の永代共済法の設立などの活発な活動を展開した。13年10月の「第二国会請願」に加藤を代表にして送り、14年2月には政党組織に準ずる美作同盟会を結成する。規則によると、通信、演説、雑誌(月刊の『美作雑誌』)が事業とされ、国権伸張——帝室輔翼、自由進取——幸福安全、節約固守——富強増進の3ヶ条を目的にした同盟主義をかかげていた。

美作自由党は、15年2月に自由党幹事林包明と山陽自由党の小林樟雄が津山を訪れて以来具体化し、3月23日津山妙願寺で開かれた第3回美作親睦会の席上で立石岐から「自由党ノ組織ハ目今必要ナルヲ論ズ」の演説が行われ、併せて自由党美作部規約案が発表された(『美作雑誌』18号、明治15年4月25日刊)。このとき参会した51人によって自由党美作部は発足する(『自由党美作部人名簿』明治15年4月)。党規約は、4月の『自由党美作部規約』、5月の『自由党美作地方本部規約』、8月の『美作自由党盟約・規則』があるが、これでいえば、美作自由党になるのは15年8月からである。

〔注〕美作地方の自由民権運動については、拙稿「自由民権運動と豪農層」(『経済論叢』76巻1号)、拙著『自由民権運動の研究』で詳細を記した。

小林樟雄は、14年1月6日に東京から帰ってきた。『山陽新報』には3月10日から3日間岡山の蓮昌寺で政談演説会を開くことを広告しているくらいで(明治14年3月4日)、新聞記事になるような活動はしていなかったものの如くである。実行社のこともみられず、西毅一が社長、中川横太郎が副社長になった微力社による士族授産事業が新聞をにぎわしている。

3月に西中島の山本熊太郎が『稚児新聞』を創刊、大阪新報社より山本憲を招いて主幹とし、発行所を時習社とした(『梅崖先生年譜』15丁)。

9月に小林、満藤恒、森真十郎を仮準備委員にして、上道郡西大寺村に本部を置く山陽自由党結成の準備が進められる。西大寺に本部を置いたということは、満藤の自衛社を中心にしたことを意味しており、小林の実行社は岡山では勢力が衰微したものと思われる。14年9月といえば、中央における自由党結成前の時期

である。独自の仮規約をかけた、山陽自由党として14年10月の国会期成同盟会大会に代表委員を送ることになっていたことは、自由民権運動史の上で特筆されてよい。

「岡山県の有志諸君が過日来より山陽自由党の組織に尽力し、左の如き仮規則を設け近日委員を撰定し、当十月の東京の期成同盟会へ派出するよし、尤も万事仮規則なれば尚多少改正することもあるよしなれど、大体に於ては此規則に異なることなきよし」

山陽自由党仮規約

目 的

第一条 我党ノ目的ハ自由ヲ伸暢シ權利ヲ拡充シ以テ社会ノ改良ヲ図リ民人ノ幸福ヲ増益スルニアリ

第二条 我党ハ現今ノ政治ヲ改メテ善良ナル立憲政体ニナスヲ務ムベシ

同 盟

第三条 同盟ハ全国同主義ノ者ト相結合スベシト雖モ暫ク我党ノ斯ク会合スル同志者ヲ名ケテ山陽自由党トシ逐次中国ヨリ近畿ヨリ関西諸州ヨリ全国ニ及ボスベシ

本部支部及役員

第四条 本部ハ仮ニ上道郡西大寺村ニ置キ左ノ役員ヲ公撰スベシ
事務委員三名

第五条 支部ハ自然ノ部落又ハ最寄組合ヲ以テ便宜ニ定メ各々事務委員ヲ撰ビ其住所姓名ヲ本部ニ通ジ本部ヨリ各支部ニ之ヲ通ズベシ

会 議

第六条 毎年春秋両度大会ヲ本部ニ開クベシ各部ノ小会ハ其便宜ニ放任ス但シ緊急ヲ要スルノ事件アルトキハ臨時会ヲ開ク事アルベシ

費 用

第七条 本部又ハ我党一般共同ニ関スル費用ハ黨員ノ分頭ニ帰スルモノトス但シ寄附スルモノハ此限りニアラズ

第八条 我黨員ハ互ニ往来交通シ各部ヨリ懇親会又ハ演説討論会ニ付通知アリタルトキハ特員ヲ派出シ又ハ随意ニ出会スベシ

第九条 特員派出ノ旅費ハ暫ク其会主タルモノヨリ支弁スベシ

特 条

一、我黨員タルモノハ自奮自励シテ其主義ヲ社会ニ主唱シ卑屈迷霧ヲ忠実ニ摧破開導シ妄説俗論ヲ悖々排撃誘掖スルヲ務ムベシ

二、其他我党主義拡充ノ為ニスル処ノ方法ヲ設クル事ヲ要ス

(『山陽新報』明治14年9月30日)

この仮規則は、目的において「現今ノ政治ヲ改メテ善良ナル立憲政体ニナスヲ務ムベシ」をうたいあげる。現今の政治改革を政党の目的にかかげた例は、日本の近代政党史の上でも稀少である。しかも山陽自由党は、岡山県だけでなく、全国に及ぼして同主義の同志を結集するといっている。

山陽自由党は11月1日に西大寺の本部で会議を開き、本部を岡山に移すことと、本部委員として新庄厚信、満藤恒、三村久吾を選任、郡に支部を置き2～3名の委員を配置し、本部支部の委員は毎月3回本部に集会すること、諸手当として毎月10銭づつを出すことなどを決めた（『山陽新報』明治14年11月3日）。そして本部仮事務所を、岡山区小野田町162番屋敷片岡武一郎の控家に定めた（同上紙11月8日）。

15年1月29日に、「山陽自由党は自今自由党の地方部と為す事」「名称は自由党山陽部と云ふ事」などを決定し、山陽自由党は自由党山陽地方本部と組織変更した（同上紙2月1日）。同時に新聞、雑誌の発行を決定したが、このことについては時習社で『稚児新聞』主幹として活躍していた山本憲を小林が説得して自由党への協力を約束させ、中山嘉代次、満藤恒、山本熊太郎が出資して克明社を設立、『中国毎日新聞』を発刊する（『梅崖先生年譜』16丁）。小林が社長、満藤が副社長、福井孝治が主幹、そして山本憲が主筆であった。克明社は、時習社を買い受け社名変更したものである（『山陽新報』明治15年3月8日）。

自由党山陽地方本部と中国毎日新聞社は共同で政談演説会を開催し、くり返し集会条例に違反して処罰されていることが『山陽新報』に報じられている。政談演説会が禁止されると学術演説会に変え、自由党懇親会という名でも集会を開いている。3月から6月にかけて活躍したものは、小林、満藤のほか、石黒涵一郎、塩見護、中山寛、中村護、安達憲忠、石黒行平、山本憲、福井孝治らであった。

11月6日、自由党山陽地方本部は、再び組織変更して山陽自由党となり、結党を届出て認可された。小林が提理、山本憲と中山嘉代次が幹事で、事務所は岡山区石関町片山源十郎方に置いた。すなわち

自由党盟約

第一章 我党ハ自由ヲ拡張シ権理ヲ保全シ幸福ヲ増進シ社会ノ改良ヲ図ルベシ

第二章 我党ハ善美ナル立憲政体ヲ確立スルコトヲ希望スルモノトス

規 約

第一条 事務所ヲ備前岡山ニ置ク

第二条 事務所役員ハ章程ニ依テ事務ヲ処弁ス

第三条 毎年三、九両月代議員ノ大会ヲ催フシ毎月常議員ノ小会ヲ催フス

第四条 大会ハ党ノ全体ニ関スル会計及将来実施起行スベキ要件ヲ議シ小会ハ其実行方法及席ノ整頓ヲ議定ス

第五条 黨員ハ党費ヲ負担スルモノトス

第六条 加盟セント欲スルモノハ加盟証ヲ納シ提理ヨリ証票ヲ受ルモノトス

第七条 緊要ナル一件アルトキハ臨時会ヲ開クコトアルベシ

役員及章程

提理一名 提理ハ議員ヲ召集シ及通常臨時両會議ニ於テ決定セシ掌中一切ノ事ヲ執行スル権ヲ有ス

幹事一名 幹事ハ提理ヲ輔翼シ名簿及会計庶務等ヲ分掌ス

代議員定数 通常臨時ニ大会ニ參ス（但シ郡区中黨員十人ヨリ一人ヲ選出ス）

常議員六名 小會議ニ參ス（以下皆公選）

役員議員ハ都テ任期六ヶ月ト定ム（但シ再三任ニ當ルヲ得）他ニ役員ヲ要スル場合ニ於テハ提理ノ特選ヲ以テ定ムルコトヲ得

（『山陽新報』明治15年11月30日）

これより前の15年5月13日と14日の両日、岡山の心明座で自由党の政談演説会が開かれ、党本部の林包明、岸田とし、そして地元の小林樟雄、満藤恒らが演説をした。この演説会は、女性が登壇したということで注目を集めたものであるが、それと同時に岡山の女性が企画した政談演説会であったことが注目されなければならない。

きっかけをつくったのは、板垣の負傷見舞のため大阪に出かけた竹内寿、津下久米ら3名が、大阪で岸田を訪ね、岡山で演談会を開くことを企画し、一緒に岡山へ帰ってきたことにはじまる（『日本立憲政党新聞』明治15年5月6日）。

5月9日に岸田を迎えた岡山では、「素より県下の婦女等志気振興の矢先なれば機会相投じて、とし女史の来岡を幸ひに一大親睦会を催し、おのおの瀧へたる

胸襟を吐露し、且は他日団結の順序をも為すべきとて」と、竹内、津下が中心になって、11日に女子親睦会を開いた。参加したものは30名で、『日本立憲政党政新聞』（明治15年5月16日）には参加者全員の氏名が掲載されている。またこの席上には、自由党本部の林包明、山陽自由党の小林樟雄と山本憲が招かれて同席した。

親睦会を主宰した竹内寿は、竹内正志の母で53才であった。正志は慶応義塾で英学を学び、『草莽雑誌』を創刊、板垣に招かれて高知で『土陽雑誌』を創刊、岡山に帰っては実行社を設立して政談演説を広め、12年11月の『国会開設ノ建言依頼書草稿』署名者の1人になった。14年上京して横浜毎日新聞社に入り、15年には自由党機関紙『自由新聞』の編集に当たっていたことについては、すでに述べた通りである。津下久米は48才で、士族津下勝五郎の妻である。勝五郎は正五郎であるとすれば、13年7月16日の『山陽新報』論説で紹介された第2回の国会開設請願の必要を呼びかけた実行社総代である。したがって、岡山の実行社を代表して自由民権運動の先頭に立っている民権家の母であり妻であるといつてよい。

親睦会の開会にあたって竹内寿はその趣旨を述べている——「従前東洋の婦女は男子に圧せられ柔惰に安んずる慣習ありて、為めに政治の何事をも弁せざりしも、自今は右の慣習を打破すべし、然し思想を養成せざれば慣習を打破することも容易ならじ」。「思想の養成」を強調していることに注意しておこう。津下久米は、「今我国にて男子の人らが自由の為に奔走せり、婦人も亦均しく男子に力を戮せて之を助成せざるべからず」と、自由民権運動に奔走している男性に協力、助成する必要を述べ、自由党婦人部とでもいうべき役割を親睦会に期待していた（『日本立憲政党政新聞』明治15年5月16日）。なおこの親睦会では、毎月一回づつ開会することを決定した。

第2回親睦会は、5月23日に開かれた（同上紙5月23日）。岸田は20日に岡山を出発して大阪に帰っていった。このため親睦会の席上で上森操から岸田に謝意を表した手紙を送ったことが報告されている。また竹内寿は、「此会に結合したる女子の雪団を推して日本全国に転しゆかんと思ふなり」と述べ、津下久米は自由民権の伸張のための活動を「独り男子にのみ委託しておくべきの謂なし」といっ

て、女子も「国事に奔走」する必要を演説した。なおこの会では、規約をつくることを決め、竹内、津下、上森を草案委員に選んだ(『朝野新聞』明治15年5月31日)。

規約は「岡山女子懇親会規約」として、7月末にまとめられ発表された(『日本立憲政党内閣新聞』明治15年8月1日、『自由新聞』8月14日、なお『山陽新報』には掲載されていない)。「本会ハ天地ノ公道ニ由リテ女子、節操ヲ守リ女子ノ陋習ヲ除キ及ビ児童教育ノ法ヲ明ニスルヲ以テ目的ト為ス」(第2条)、「会同ハ親睦ヲ旨トシ思想ヲ吐露シ智識ヲ交換シ及ビ社会ノ利害得失ヲ講究センガ為ナリ」(第3条)をかかげた。懇親会は親睦を旨としつつも、智識情報を交換し、各自の思想を述べあい、社会の利害得失を研究討議しようというもので、女性の自覚による自立と、男性に伍しての民権運動への参加が意図されていた。目的にあげられていた児童教育については、蒸紅学舎の開設として具体化された。

〔注〕福田英子『妾の半生涯』の解説には、明治15年岡山市内の芸娼妓を教育するため、有志の人たちが女紅場をつくって、景山うめ子を場長に推したとある(岩波文庫版P99)。「自由新聞」には、16年の「冬の末」に女子懇親会は蒸紅学舎を開設したと記してある——「岡山県なる女子懇親会の群に列なるあまたの姫御前達が、あはれ我が国の婦女の心のいたく卑し気に見劣れることを慨き憂ふるのあまり、去年の冬の末を以て一つの私立の女学校を設けつつ蒸紅学舎と呼ばせけるが、今は生徒も百の數に下らぬまでになりゆき、或は資金を施し捐て、或は日用のくさくさの品など送るめでたき人も少なからぬ由に聞きつるが、去る九日の朝の事とかに基筋より詮議の次第有之停止候事と、いと厳かに申し渡されぬ」(『自由新聞』明治17年9月20日)

自由党の活動が低迷している時期であっただけに、岡山女子懇親会の活動は注目されなければならない。明治17年8月5日に旭川で開いた岡山自由親睦会にも26～7名の女子が参加している。蒸紅学舎の教師景山英とその生徒たちであった。「自由新聞」にはその状況が次のように詳細に報じられている。

「……此の遊船中の一艦は岡山女子懇親会員並びに同会員諸氏の設立にかかれる蒸紅学舎の女生徒合せて廿六七名の者が乗り込み居て、一同声を揃へ民権大津絵、自由数へ歌等月琴に調和して唄ひたるは、伽陵頻迦も及ばじとこそ聞えたれ……次に女子懇親会員の一人、蒸紅学舎の教師の景山英女子、国家の大事は独り男子に勤勞せしむる者ならず、女子亦自任して勤めざる可らずと云ふことを演説せられ、最後に生徒河口梅女(十

一)が明治の今日に生れたるからは国家万一の恩に報ひ、岡山の一女子たるの本分だけは幼稚園なりと雖も之を尽さんと欲するなりと」(『自由新聞』明治17年8月13日)

7. 県議と岡山立憲改進黨

『山陽新報』明治15年9月3日の雑報欄には、「岡山立憲改進黨」の見出しで、「同党組織已来着実純正を以て旨とするゆえ、其主義を同ふするもの続々加盟のことを申込むものあり、已に県會議員中にも多く加盟するものあり、今日に至りては同党の勢は盛大の点に至るべき模様なり」と報じている。これで見ると、8月中に岡山立憲改進黨が結成されたこと、県會議員に加盟者が多いこと、盛大な勢で発展しているということがわかる。

立憲改進黨は、15年3月14日に趣意書を発表し、4月16日に東京で結党式をあげ、大隈重信を総理に推した。沼間守一を中心とする桜鳴社、大隈とともに下野した矢野文雄、犬養毅ら慶応義塾関係者が結成したばかりの東洋議政会、そして小野梓を中心にした鷗渡会の三派で構成していた。

4月16日の結党式には、百数十名が参加したといわれるが、氏名その他の詳細はわからない。改進黨の最初の黨員名簿は、6月26日現在の「立憲改進黨員名簿」である。116名の黨員が登録されているが、半分の60名は東京府で、岡山県に本籍をもつものは1人もいない。その後黨員は、6月108名、7月104名、8月145名、9月97名、10月222名、11月96名、12月415名と増加し、6～12月に1,187名を増加した。岡山からは8月に11名、11月に9名、12月に13名が入党し、それぞれ『山陽新報』でも紹介されている。16年6月末で見ると、33名のうち11名が県會議員である(林茂「立憲改進黨員の地方分布」——『社会科学研究』9巻4,5合併号)。岡山の主な黨員には、国会開設運動以来活躍してきた石坂堅壯、忍峽稜威兄、林醇平、井手毛三、満藤恒らの県會議員のほか、山陽新報社の万代義勝、藤井竜男らがいる。

岡山の自由民権運動が、小松原英太郎や万代義勝らの慶応義塾出身の山陽新報関係者の指導によるところが大きかったことについては、すでに記してきた通り

である。したがって、13年1月25日に福沢諭吉や小幡篤次郎ら慶応義塾の関係者を中心にして、東京で交詢社が設立されるや、岡山では13年中に15名が、14年中に8名、そして15年以降の時期には5名がこれに加入した。主な社員をあげると県会議員の忍峽稜威兄、菅英治、林醇平らであり、山陽新報社の江口高邦、永田一二、藤井竜男、万代義勝らであった（後藤靖「自由民権期の交詢社名簿」——『立命館大学人文科学研究紀要』所収）。彼らの多くはそのまま改進黨に入党し、岡山立憲改進黨に参加していったわけである。

〔注〕 交詢社の設立について福沢諭吉は、12年8月28日付奥平每次郎宛書簡のなかで「義塾の同社は小幡君の発意にて同窓会の事を企て昨今略緒に就たり」と慶応義塾出身者の同窓会として設立が構想され（『福沢諭吉全集』第17巻所収）、社則第1条では、それを広げて「社員たるもの互に知識を交換し、世務を諮詢する」ものとしている。

福沢は、12年8月刊の『国会論』において、立志社——愛国社など士族民権論者を「漫りに朝野の情態を罵詈雑言して以て俗人の喝采を求め……自己一身に浮沈あるがため事に憐して不平を洩すに過ぎない」と評して一線を画していた。さらに一般の民衆にたいしても「世の国会開設を願望する者を見るに、幾千名の調印と云ひ、幾万人の結合と称するも、事実其人の大半は国会の何物たるを知らず、其開設の後に如何なる利害が我身の上に及ぶべきやも弁へず、唯他人が所望する故に我も亦願望すると云ふに過ぎず」と『時事小言』（14年9月）のなかで述べ、「着実老練の士にして国会を是とし、口に容易に言はずして心にひそかに思案する者」を結集して、「政権を強大ならしめん為め国会の開設を企望する」勢力をつくり上げることを考えていた。こうした福沢の構想を具体化したものが、交詢社であったといえる。ただし、それをもって交詢社の性格を「民権運動の革命化の防波堤としての役割を果す」ものであり、「交詢社の政治的発言は自由民権派に対する批判をこめてなされている」といいきってしまうのは問題である（後藤靖前提論文、および「自由民権期の交詢社について」——『日本史研究』133号）。

山陽新報主筆として、14年3月5日に大阪の『愛国志林』印刷長から迎えられた永田一二も、13年以来の交詢社員であった。永田は大分県の出身で慶応義塾に学んだ後、立志社法律研究所にゆき、13年11月から植木枝盛が会長をしていた『愛国志林』で印刷長として編集に従事していたものである。

『山陽新報』は、13年9月25日の論説で「憲法は国民自ら之を草せざるべから

ず」と論じ、14年7月10日より9月10日まで2ヶ月にわたって、「私草憲法」を連載した。執筆起草者名は明記していないが、林茂「最近発見されたる憲法私案」（『国家学会雑誌』52巻10号、11号）で永田一二によるものと推定されている。

永田の「私草憲法」は、その「緒言」のなかで「吾侪モ亦豫テ憲法草案ヲ考フルヤ久矣、今粗ホ其草案成ルニ及ンデ又幸ニ二三憲法ノ吾侪ガ手ニ入レリ、仍テ彼此ヲ折衷シ吾侪ガ意見ヲ加ヘテ私草憲法ト為シ、続々我新報紙上ニ登録シテ以テ読者ノ参考ニ供セムトス」と述べ、既発表の憲法草案を参照して「彼此ヲ折衷シ吾侪ガ意見ヲ加ヘ」たとしている。7章(帝室、元老院、国会院、国民ノ権利、行政、司法、国憲改正)98条から成るが、ほとんどが交詢社案と同じであるといわれており、家永三郎他『明治前期の憲法思想』では、「交詢社案や共存同衆案が地方で広く受け入れられていったことを物語るにすぎないが、この時期の憲法思想として存在の理由を失うものではない」と述べている（P26）。もっとも特徴的なのは、第1章第1条の「皇帝ハ政務ノ責ニ任ゼズ宰相全ク之ニ当ル」としたことで、その説明のなかでは皇帝にたいする神秘主義的権威化をきびしく批判していることである。すなわち、

「皇帝ハ神種ナリ神聖ナリトノ説アリト雖モ、神種若クハ神聖ト云ハバ人間ニアラズトノ意ニシテ、即チ人間外ノ者ナリト云フ事ナルベシ、然リト雖モ其神ナル者ハ如何ナル物躰ニシテ如何ナル働キヲ為ス者ナルヤ、世界広シト雖モ未ター一人ノ之ヲ見シ者莫ク唯宗旨家ノ臆測ニテ神秘微妙ノ自在カヲ有スル者ナリト妄想スルニ過ギザレバ、此ノ如キ怪物ノ名称ヲ以テ我皇帝陛下ニ附シ奉ルハ最モ恐レ多キ御事ト謂ハザル可ラズ……」

なお、「私草憲法」を9月10日まで連載し、13日の論説には「憲法取調に着手の風説」を『山陽新報』に掲載する。恐らくは永田一二の執筆になるものと思われるが、ここでは太政官法制部が憲法取調に着手したという風説を「吾輩は実に欣喜雀躍に堪えざるなり」としつつも、府県会規則のように権限狭隘で議員選挙法が不備な場合は、かえって「国会は治者圧制の要具となる」といい、政府で憲法を制定すれば十分満足というわけにはゆかない、との立場を表明している。

こうした「私草憲法」なり、論説なりが県下の政党や県民にどのように迎えら

れたかは不詳である。寄書等には反響はみられない。

県議と新聞記者を中心とした岡山の改進黨については、16年1月4日の『山陽新報』掲載の「明治十五年ノ沿革」のなかで、「各地方ニアル同黨員ノ如キモ府県會議員、新聞記者等多キニ居ルト云フ、余輩ハ立憲改進黨ガ異日勝ヲ此会ニ制シ、其主義目的ヲ實際ニ行フニ至ルベキヲ信ズルナリ」と期待をかけていた。しかしながら、岡山立憲改進黨の党活動は『山陽新報』紙上にほとんど出てこない。僅かに犬養毅の帰郷演説会の記事が散見できるだけである。すなわち、

- 「報知新聞社の犬養毅氏は、帰郷且つ漫遊旁々昨日岡山に來られたり、就ては不日当地に於て有志者申合せ大演説会を催さんと且今計画中の由」（明治15年12月9日）
- 「一昨夜は西中島町旭座に於て犬養毅、本山彦一の両氏及本社の社員が政談演説会を催されしが、近来未曾有なるとの評判はいと高く、遠くは十里、近くは一二里内外より來聴するものありて、日没頃より大勢戸口に押掛け、六時頃に至りては既に満場立錐の地なく、……二日間に本社及其他三ヶ所に於て渡したる三千枚の切符は、已に一昨日中に出切となり、本社に來りけるものには切符の代りに本社の印を捺したるものを以て之に与へしもの多くありたり」（明治15年12月19日）
- 「本日午後七時より岡山区西中島町旭座に於て開かるゝ政談演説会の演題及弁士は、政党論(犬養毅氏)、地方政務論(江口高邦氏)にて、聴聞切符は岡山区東中島町長谷熊太郎、同区栄町山陽新報社、同区上之町細謹舎、同区丸太町丸尾与三衛の四分所にて渡され、聴聞料は無料なりと」（明治15年12月23日）
- 「去る廿三日夕西中島町旭座に於て催されたる政談演説会に來会せしもの無慮千人ばかりにて、七時頃至りて演者犬養毅氏が演壇に登りて政党論と云へる演題にて演説中、……臨監の警官より中止解散を命ぜられたり、此時無数の聴衆は一度に鯨波の声を發し、続いて再度また鯨波を作りて中々に解散すへき模様も見へざりければ、警官は痛く解散に注意されしゆへ漸く解散に及びたり」（明治15年12月26日）
- 「犬養毅氏は奥羽地方を漫遊して去月中旬東京を出生されしが、同月二十九日秋田に到着せられ、翌三十日には有志者の懇親会に招待せられしと、又同日より秋田改進黨の大会議を開かる」（明治16年5月13日）

8. 山陽立憲政党

山陽立憲政党については、「今回元岡山毎日新聞の社長たりし福井孝治氏等が發起人となりて題名の如き政党を組織せられ、余程の同意者もありし趣にて、近

々其筋へ届出らるゝ都合なり」ということで、『山陽新報』明治15年11月21日に同党の盟約が紹介されている。

山陽立憲政党组約

第1条 吾党ハ山陽立憲政党组ト称ス

第2条 吾党ハ自由ヲ拡充シ権利ヲ平等ニシ社会ヲ改良シ吾人ノ最大幸福ヲ得有スルコトヲ目的トス

第3条 吾党ハ善美ナル立憲政体ヲ確立スルコトニ尽力スベシ

第4条 吾党ハ主義ヲ同フスル日本国民ト一致結合シテ共ニ活動スベシ

山陽立憲政党组則

第1章 役員

第1条 総理1名、幹事3名、常議員若干名、但シ総理ハ当分欠之

第2章 役員選挙

第2条 常議員ハ党衆ノ公撰トナシ、幹事以上ハ常議員ヨリ複撰スルモノトス

第3章 処務章程

第3条 吾党ノ全体ニ関スル大事件ハ我党全体ノ大会議ニアラザレバ役員之ヲ専行スルノ権ナク、其然ラザルモノハ常議員ニ諮詢シテ幹事之レヲ決行スルヲ得

第4条 幹事ハ3ヶ月、常議員ハ六ヶ月ヲ以テ任期トス、但シ再撰スルコト妨ゲナシ

第4章 役員給料

第5条 役員ハ総テ給料ヲ受クルコトナシ

第5章 入党脱党

第6条 凡ソ党衆タランコト欲スル者ハ其住所姓名ヲ詳記シタル書簡ヲ差出サシメ、常議員ノ議ヲ得テ之ヲ許ス、其脱党セント欲スル者ハ其理由ヲ詳記シタル書面ヲ以テ届ケ出ベシ

第6章 会議

第7条 会議ヲ分ツテ通常会、臨時会、常議員会ノ三種トス

第8条 吾党全体ノ大会議ハ二月、五月、八月、十一月ノ四度之レヲ開ク

第9条 臨時会ハ常議員会ノ決議ヲ以テ総理之ヲ開キ、若シクハ党衆三分ノ一以上ノ請求ニヨリ之ヲ開クモノトス

第10条 常議員会ハ毎月第一ノ日曜日ヲ以テ之ヲ開ク

第7章 議決

第11条 凡ソ会議ハ過半数ヲ以テ決スルモノトス、但シ同数ナル時ハ議長之ヲ決ス

第8章 経費

第12条 毎年六月十二月ヲ以テ各一期ト定メ、其次会ニ於テ決算報告ヲナシ、後期ノ

予算ヲ議定シ、便宜之ヲ徴集スル者トス、但シ創立第一期ハ有志者ノ協議ヲ以テ義捐金ヲナシ、之ヲ支弁スルモノトス

第9章 党员往復

第13条 各地党衆ハ互ニ通交往復シテ便宜党勢ヲ張り同主義ヲ拡充スルニトヲ務ムベシ
(『山陽新報』明治15年11月21日)

山陽立憲政党史は、大阪の立憲政党史にたつたものと思われる。中心になった福井孝治は旧鳥取藩士で、美作国真庭郡巡回訓導となり、13年に岡山へきて『七情雑誌』を発行した。同誌は初号で発禁、『七七雑報』『七七雑誌』と相次いで改題し、14年4月1日には隔日刊の『簡明新聞』を発行したが、これまた創刊号だけで休刊となり、同年11月17日に『岡山毎日新聞』を創刊した。15年4月に山陽自由党が『中国毎日新聞』を発刊するにあたって、福井は主幹として参加した。ところが5月5日に新聞が発禁となるや、福井は自由党に対立する立場に立つ。主筆の山本憲は、「山本熊太郎、満藤恒相謀り、中山嘉代次を欺き新聞社を奪う、予等退けられる、中山為に数百金を失う、予小林等と恢復を図って不成」(『梅崖先生年譜』16丁)。このことから満藤恒は、岡山立憲改進黨員になることは前述の通りで、福井は立憲政党史を岡山で設立するに至るのであった。立憲政党史は、大阪を中心にして組織され、「自由党の別動隊」といわれたものである。福井自身は、「石黒涵一郎、中山寛氏等と謀って山陽立憲政党史を組織す、蓋し同主義者中或る事情の為に一時小林樟雄氏等と善からざりしに依るなり」と記している(『敗將軍』P 54)。山陽自由党の小林と意見を異にし対立したことから、福井らは山陽立憲政党史を設立したものと思われる。

〔注〕福井孝治については、松尾章一「急進的士族民権運動家の半生——『敗將軍』福井孝治の思想と行動」(『日本歴史』144号)に詳細である。

なお、山陽新報の永田一二は、15年2月11日に岡山を去って大阪の立憲政党史新聞社に移るが、4月28日には立憲政党史員永田一二として来岡し演説会を開いている。また12月には新井毫の演説会も開かれている。